平成２３年（フ）第１６８０８号
埼玉県さいたま市岩槻区宮町２丁目17―29
破産者　関根　和子
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８０９号
東京都世田谷区弦巻５丁目12―11
破産者　川田　邦彦
1　決定年月日　平成24年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８５４号
東京都江戸川区篠崎町７丁目５－３
破産者　阿部　光雄
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８９２号
東京都江戸川区篠崎町７丁目５－３
破産者　阿部　房子
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７８４４号
東京都小平市大沼町２丁目725番地の17
破産者　三央建設株式会社
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７８４５号
東京都小平市大沼町２丁目725―17
破産者　天野　桂助
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１９５７号
千葉県木更津市潮浜２丁目１―15
破産者　山本　光雄
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３４１７号
東京都練馬区石神井町８丁目18―17―103
破産者　苅部　泰章
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３４９５号
東京都足立区綾瀬７丁目22―５―201
破産者　井上　照子
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５８６号
東京都目黒区上目黒５丁目16―20
破産者　加舎　　敏
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９９８号
東京都江東区住吉１丁目２―16　丸富ビル
破産者　遠藤栄太郎
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４４３２号
東京都葛飾区亀有５丁目48―７―603
破産者　花谷留美子
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４６７１号
埼玉県吉川市高久１丁目35―37
破産者　原島　三雅
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７４０号
東京都豊島区南大塚３―38―10―502、住民票上の住所埼玉県さいたま市西区三橋６丁目1709―１―203
破産者　泉谷　誠志
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４９３４号
東京都渋谷区代々木３丁目57番６号　グランフォーレ５Ｆ
破産者　一般社団法人日本教育ビジネス振興協会
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５０３９号
千葉県野田市みずき３丁目６―17
破産者　鎌倉　幹男
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５１３９号
東京都北区志茂４丁目47番12号
破産者　香山紙業有限会社
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５１５１号
千葉県市川市欠真間２丁目27番15号
破産者　有限会社ベイアンドジロー
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５１５２号
東京都江戸川区中葛西７丁目20―18―103
破産者　大塚　喜一
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５１６３号
神奈川県綾瀬市寺尾台２丁目18番８号
破産者　株式会社キクプランニング
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５１６５号
神奈川県綾瀬市寺尾台２丁目18―８
破産者　菊池久美子
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５１６６号
埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野４丁目16番地26
破産者　有限会社カワシマ
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５１６７号
埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野４丁目16番地26、住民票上の住所埼玉県さいたま市岩槻区大字末田2391番地
破産者　川島　道明
1　決定年月日　平成24年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部